

第16回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和5年12月25日(月) 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 第一会議室

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番	黒田 暢	委員	2番	大川 里美	委員	3番	志田 敏朗	委員
4番	恩田 明雄	委員	5番	五十嵐 晃樹	委員	6番	齋藤 俊介	委員
7番	石栗 聡	委員	8番	齋藤 学	委員	9番	齋藤 茂	委員
10番	庄司 正廣	委員						

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

なし

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1	報告事項1	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2	報告事項2	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3	報告事項3	農地の転用事実に関する照会について
第4	第37号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	第38号議案	農用地利用集積計画の決定について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会	事務局 長	須藤 輝一
	事務局 長補佐	渋谷 淳
	総務 係長	渡部 涼子
	会計 年度職員	高橋 加奈

議長 　ただ今より、第16回三川町農業委員会総会を開会いたします。
（9：30）

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。

次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。

時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、6番 齋藤 俊介 委員、8番 齋藤 学 委員の2名を指名いたします。

これより、報告並びに議案の審議に入ります。

それでは、日程第1 報告事項1「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」から日程第3 報告事項3「農地の転用事実に関する照会について」までの報告を求めます。

事務局、説明願います。

渡部総務係長 　（説明）《 報告事項1 》

（説明）《 報告事項2 》

（説明）《 報告事項3 》

議長 　以上で日程第1から日程第3までの報告を終わります。

次に、日程第4 第37号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 　（説明）《 第37号議案 》

議長 　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手）（賛成9名、反対0名）

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 第38号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。初めに利用権の設定にかかる番号1と2について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 　（説明）《 第38号議案 》

議長 　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。

本案の番号1，2については原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手）（賛成9名、反対0名）

挙手全員であります。したがって、本案の番号1、2については原案のとおり可決されました。

次に農地中間管理事業にかかる議案について審議します。

初めに番号3について審議します。

番号3については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、5番 五十嵐 晃樹 委員の退席を求めます。

(5番 五十嵐 晃樹 委員 退席)

(9:40)

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐
議 長

(説明) << 第38号議案 番号3 >>

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番3については原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号3については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9:42)

(5番 五十嵐 晃樹 委員 着席)

(9:43)

再開します。

(9:43)

次に番号4、5について審議します。

この議案についても関係する委員がおりますので、3番 志田 敏朗 委員の退席を求めます。

(3番 志田 敏朗 委員 退席)

(9:45)

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐
議 長

(説明) << 第38号議案 番号4、5 >>

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番4、5については原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号4、5については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9:46)

(3番 志田 敏朗 委員 着席)

(9 : 47)

再開します。

(9 : 47)

次に、番号6から34について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐
議 長

(説明) < 第38号議案 番号6から34 >

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案番号6から34については原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成9名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号6から34については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、第16回三川町農業委員会総会を閉会します。

(9 : 50)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 6 番

議事録署名委員 8 番